一般社団法人
臨床教育開発推進機構
ODPEC

蒲池　淳一
一般社団法人　臨床教育開発推進機構
医療機関に所属する救急救命士に対する研修体制整備委員会
（一般社団法人 救急救命士統括体制認定機構）
（社会医療法人財団石心会川崎地域ケア病院）

# 救急救命士が就業前に受講する研修の実施方法と時間

医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための講習会

# 救急救命士が就業前に受講する研修の項目について

改正救急救命士法「第二十三条」（研修の実施）

救急救命士が勤務する病院又は診療所の管理者は、法第四十四条第三項に規程する研修を実施し、当該救急救命士に重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間(当該重度傷病者が入院しない場合は、当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間)において救急救命処置を行わせようとするときは、あらかじめ、救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会を当該病院又は診療所内に設置するとともに、当該研修の内容に関する当該委員会における協議の結果に基づき、当該研修を実施しなければならない。

# 救急救命士が就業前に受講する研修の項目について

改正救急救命士法「第二十四条」(法第四十四条第三項の厚生労働省令で定める事項)

法第四十四条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項

二　傷病者に係る安全管理に関する事項、医薬品及び医療資機材に係る安全管理に関する事項その他の医療に係る安全管理に関する事項

三　院内感染対策に関する事

# 救急救命士が就業前に受講する研修の項目の実施方法と時間数について

医師や看護師などの医療従事者は、その病院の地域における位置づけや理念などの一般的な講習とともに、医療安全、感染対策、医薬品・医療機器の安全使用に関する研修を受けることが医療法施行規則で定められている。

救急救命士が就業前に受講する研修は、各医療機関で既に実施されているこれらの研修を活用することが可能である。

# 救急救命士が就業前に受講する研修の項目

① チーム医療

医療機関における各メディカルスタッフの業務内容や役割について理解を深めるとともに、お互いを尊重しながら支援し合える関係性を築き、協働してチーム医療を実践する。

② 医療安全

医療機関における医療安全の基本的知識を習得し、他職種と共通の認識を持つ。

③ 感染対策

清潔・不潔の区分や清潔のレベル等、医療機関内で医行為に関わる職種として必要な院内感染を防止するための知識を取得する。

# 救急救命士が就業前に受講する研修の実施方法

・各医療機関で既に実施されている研修を活用する。

・各医療機関で研修が実施されていない、若しくは救急救命士が参加することが困難な場合は、eラーニング形式の研修、学会・団体・民間企業等が実施する外部研修を活用する。

各医療機関は研修を修了した証明として、以下を記録し当該救急救命士を雇用する間、保存する。

① 受講者名
② 受講日時
③ 実施した研修項目

# 研修修了証の例

① 受講者名を記載

② 受講日時を記載

③ 実施した研修項目を記載

## 就業前研修認定書

受講者氏名：

| (1) チーム医療に関する事項 | |
|---|---|
| 研修日時： | 年　月　日　：　～　： |
| 場所： | |
| 講師氏名： | |
| 研修内容： | 関係者：医師・看護師等の他職種の存在を前提とした業務上での留意点<br>情報共有：他職種間での情報共有の方法 |
| 備考： | |

| (2) 医療安全に関する事項 | |
|---|---|
| 研修日時： | 年　月　日　：　～　： |
| 場所： | |
| 講師氏名： | |
| 研修内容： | 傷病者の管理：複数の傷病者の存在を前提とした業務上の留意点<br>医薬品の使用：麻薬を含む様々な種類の医薬品が扱われることを前提とした業務上の留意点<br>血液製剤の使用：血液製剤が扱われることを前提とした業務上の留意点<br>点滴ラインの導入：複数の点滴ラインが使用されていることを前提とした業務上の留意点<br>医療資機材の使用及び配備：様々な医療検査機器が存在することを前提とした業務上の留意点<br>医療廃棄物の種類及びその取扱い：救急用自動車等の中よりも多様な医療廃棄物の処理方法<br>放射線機器の使用：放射線が扱われることを前提とした業務上の留意点<br>医療事故の対応：救急用自動車等の中で起こり得ない事故に対する対応方法 |
| 備考： | |

| (3)院内感染対策に関する事項 | |
|---|---|
| 研修日時： | 年　月　日　：　～　： |
| 場所： | |
| 講師氏名： | |
| 研修内容： | 清潔・不潔：複数の傷病者の存在を前提に、救急用自動車等の中よりも複雑な清潔・不潔に関わる導線への対応方法<br>感染性廃棄物の廃棄手順：救急用自動車等の中よりも複雑な感染性廃棄物の処理・導線への対応方法 |
| 備考： | |

| 認　定 | |
|---|---|
| 合 | 否 |

※医療機関において、研修の実施状況について記録し、当該者を雇用する間、保存する。

認定発行日：　　年　月　日

各医療機関で修了証に該当するものを作成し保管することが望ましい。

# 救急救命士が就業前に受講する研修の項目の時間数

・救急救命士が受講する研修の時間数は、各医療機関の状況を踏まえて検討し規程する。

・医療法施行規則でも時間数の規程はないが、救急救命士が他の医療従事者と同等の知識を得られる時間数とする。

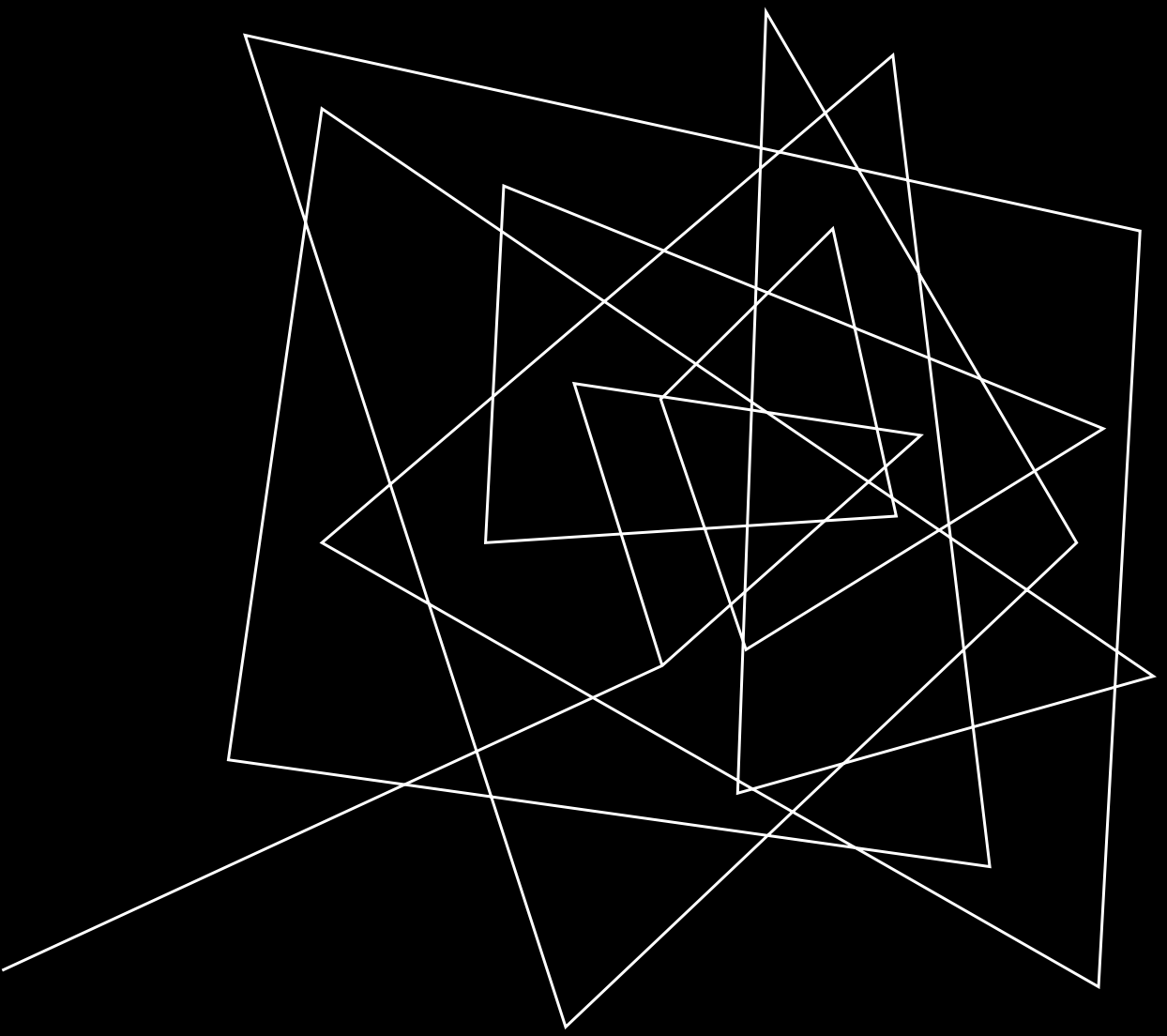

# 他の医療機関または
# 消防機関での経験を有する
# 救急救命士への対応

# 他の医療機関での勤務経験を有する救急救命士への対応

他の医療機関で勤務経験がある救急救命士を雇用する場合は、当該救急救命士が以前所属していた医療機関とは救急救命処置範囲や指示医師について規程が異なっている可能性がある。

それを念頭におき、所属する医療機関の規程等を理解させる必要がある。

特に、指示体制や救急救命処置以外の業務、救急救命処置録の記載方法、事後検証体制については医療機関毎に異なっているため、丁寧な説明が必要となる。

# 他の医療機関での勤務経験を有する救急救命士への対応

【伝えるべき内容の具体例】

- 救急救命処置を実施する場所
- 救急救命処置の範囲
- 救急救命処置を指示可能な医師
- 救急救命処置以外の業務（医療機関毎で業務内容は異なる）
- 救急救命処置録の記載場所と記載内容

  （医療機関毎で救急救命処置録の作成方法と保管方法は異なる）
- 事後検証（検証対象は医療機関毎で異なる）

# 消防機関での実務経験を有する救急救命士への対応

消防機関で実務経験がある救急救命士を雇用する場合は、当該救急救命士が以前所属していた消防機関とは救急救命処置範囲や指示体制が異なっている。

特定行為の認定取得有無も確認する必要がある。

それを念頭におき、所属する医療機関の規程等を理解させる必要がある。

特に、救急救命処置以外の業務については大きく異なっているため、丁寧な説明が必要となる。

# 消防機関での勤務経験を有する救急救命士への対応

【伝えるべき内容の具体例】

- 救急救命処置を実施する場所
- 救急救命処置の範囲
- 救急救命処置を指示可能な医師
- 救急救命処置以外の業務（消防機関と医療機関では業務内容が大きく異なる）
- 直接的指示と包括的指示の違い
- 救急救命処置録の記載場所と記載内容
- 事後検証